

2020年6月8日

野球部活動再開におけるロードマップ及び新型コロナウイルスへの対策について

弊部は新型コロナウイルス感染及び拡大防止のため、下記のロードマップをもとに活動を段階的に再開いたします。なお、Phase 4と5に関しては、社会情勢及び義塾の判断に基づき移行いたします。

1.ロードマップ

Phase 1: 緊急事態宣言下（～5/25）

- ・部全体の活動を停止
- ・選手は個人単位でトレーニング

Phase 2: 緊急事態宣言解除後～学校施設使用不可期間(5/26～6/7)

- ・部員を3班に分割し、少人数単位での自主トレーニングを開始
（各班50人を目安とし、異なる班の部員との合同トレーニングは回避する）

Phase 3: 学校施設使用許可（6/8～）※義塾の許可のもと

- ・Phase 2の班を踏襲し、各班でチーム練習を開始
- ・トレーニング内容は通常とほぼ同様

Phase 4（6/19～）※義塾の許可のもと

- ・オープン戦を開始
- ・移動は一都三県をまたぐか否かを基準に判断

Phase 5 ※義塾の許可のもと

- ・公式戦の開催
- ・通常の部活動運営

2.活動時の予防措置

a) 活動形態（Phase2以降）

- (1) 練習施設毎に使用人数を制限し、いわゆる三密状態を回避する。
- (2) 部員、指導者（監督、助監督、コーチ）、メディカルスタッフ以外の野球部施設への立ち入りを禁止する。

※学校関係者、OB会、スカウト、マスコミ、練習参加の高校生は予防対策を徹底し、監督の承認を経て立ち入りを許可する。

- (3) 全体ミーティングはオンラインにて行う。

b) 各自の取り組み

- (1) 飛沫感染対策…マスクの着用、他の人との距離の確保
- (2) 接触感染対策…手洗い・うがいの徹底、用具の消毒
- (3) 体調管理…検温、不要不急の外出自粛

3.感染者（または感染が疑われる者）が出た場合の対応

a) 情報共有

- (1) 保健所、病院にはマネージャーより連絡する。
- (2) 学校、保健管理センター、東京六大学野球連盟には監督より連絡し対応を協議する。
- (3) 保護者には文書にて報告する。

b) 現場の対応

- (1) 罹患した部員を隔離する。
- (2) 上記 a) (1)(2)に従い対応を仰ぐ。

以上